

子ども・子育て支援事業計画の策定

1 策定の目的

平成 27 年 4 月から施行された子ども・子育て支援制度における施設型給付・地域型保育給付に基づく教育・保育の提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の一層の充実などの取組みを総合的に推進するため、「東広島市子ども・子育て支援事業計画」を策定する。

2 第 1 期計画の概要

(1) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「東広島市次世代育成支援行動計画」を継承する計画である。

第四次東広島市総合計画のまちづくり大綱における「安全で安心な暮らしを地域で支えあうまちー安心づくりー」を推進する計画である。

(2) 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度まで（5 年を 1 期）

(3) 策定の体制

平成 25 年 10 月に「東広島市子ども・子育て会議」を設置し、子どもの保護者、子育て支援者及び学識経験者等を代表する委員から、幼児教育・保育や地域子育て支援のあり方等について意見などの集約を図りながら策定を行った。

また、「東広島市子ども・子育て会議」のメンバーからなる「計画策定部会」、「保育部会」を設置し、計画策定のための具体的な検討を行った。

(4) 調査の実施

計画の策定にあたり、幼児教育・保育事業の利用状況や今後の利用希望、子育て支援事業に関する要望を把握するため、次のとおりニーズ調査を平成 25 年 12 月に実施した。

	就学前児童	小学生
対象世帯数	3,500 世帯	1,500 世帯
回収数（率）	1,824 世帯（52.1%）	776 世帯（51.7%）

3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

つながる つなげる 育ちあいのまちづくり

～すべての親子に子育て支援を すべての市民が子育て支援者に そして元気なまちづくり～

(2) 計画の体系

基本目標	基本施策
1 子どもと子育て家庭への支援	①結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 ②ひとり親家庭の自立支援の充実 ③障害のある子どもへの支援の充実 ④子どもと女性の人権擁護
2 地域の子育て支援力の強化	①地域における子育て支援の充実 ②子育て支援のネットワークづくり ③相談・情報提供体制の充実 ④子育てしやすい市民協働のまちづくり
3 仕事と子育ての両立支援	①多様な教育・保育サービスの充実 ②男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス ③働く女性の応援 ④若い世代の自立支援
4 子どもの教育環境の整備	①保育・幼児教育の質の向上 ②教育力のさらなる向上 ③青少年の健全育成 ④子どもの安全・安心の確保

4 計画の推進方策

計画の推進方策では、幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、延長保育、病児保育、放課後児童クラブ等）の「量の見込み」、「確保の内容」及び「実施時期」を記載している。

「量の見込み」は、幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載している。

「確保の内容」及び「実施時期」は、幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の施設などの年度ごとの確保状況を記載し、「量の見込み」と比較して不足する場合には、施設や事業の整備が必要であるため、実施時期を示している。

項目名	推進方策
1 子ども・子育て支援法に基づく「量の見込み」と確保方策	①幼児教育の「量の見込み」と確保方策 ②保育の「量の見込み」と確保方策 ③地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と確保方策
2 幼児教育・保育の一体的提供等の推進	①認定こども園の普及 ②質の高い教育・保育や子育て支援の推進 ③教育・保育施設及び地域型保育事業の連携の推進 ④認定こども園、幼稚園、保育所（園）と小学校との連携の推進
3 「放課後子ども総合プラン」に基づく取り組み	①放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施 ②小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用 ③放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携 ④地域の実情に応じた放課後児童クラブ開所時間の延長
4 「東広島版ネウボラ」の構築の推進（※）	①「出産・育児サポートセンターすくすく」と「家庭児童相談室」とを一体化させ、「子ども家庭総合支援拠点」の機能の充実 ②日常生活圏域に設置する地域拠点と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を効果的に行う「東広島版ネウボラ」の構築

※「東広島版ネウボラ」の構築の推進については、平成 29 年度に作業を進めている「計画の中間年の見直し」により追加したもの。